はじまります　役員選挙の候補者クオータ制

選挙管理委員会

5月25日に開催された2024年度定時社員総会において承認されたことにより、次の役員改選（2025年度）から候補者クオータ制が導入されます。

候補者クオータ制とは？

クオータ制（quota system）とは、人種や性別、宗教等を基準に、一定の比率で人数を割り当てる制度のことを言います。日本作業療法士協会（以下、本会）ではジェンダーに着目したクオータ制を導入する方針となり、代議員が投票する役員候補者のうち一定の人数が男性および女性に割り当てられることになりました。

「一定の人数」とは何人？

役員の候補者に割り当てる人数は、役員の最多定数のうち、男性で3割以上、女性で3割以上とすることになりました。なぜ「3割」なのかと言うと、少数派が意思決定の場において無視できない影響を及ぼすようになる分岐点を一般的に「クリティカル・マス」と言い、世界的に見て30%がその基準的な数値であるとされているからです。

その30%（3割）を本会の候補者クオータ制に適用した場合、理事の最多定数は24名なので、候補者には男性8名（33.3%）、女性8名（33.3%）が少なくとも必要であり、また監事は最多定数が3名なので、候補者には少なくとも男性1名（33.3%）、女性1名（33.3%）が必要ということになります（**図1**）。

立候補者数に男性（または女性）が少なかった場合は？

例えば、理事の立候補者において男性が8名（または女性が8名）に満たない場合は、その性の候補者が8名になるまで理事会より推薦候補者を擁立します。具体的な例として、立候補者数総数は25名であっても、女性の立候補者が5名しかいなかった場合、理事会より3名の推薦候補を擁立し、合計28名の候補者に対して投票を行うという形になります（**図2・図3**）。

もし投票によって理事が男性8名（または女性8名）未満になった場合は？

役員になるには、代議員による投票において過半数の賛成票を獲得する必要があり、またその票数の上位より役員定数を満たすまでが当選となります。もし当選者において、男性が8名未満（または女性が8名未満）となった場合でも特に問題はありません。あくまでも、今回は候補者におけるクオータ制導入に留まります。

当選者においてクオータ制を導入すること（当選者クオータ制）については、本会の今後の課題として検討していきます。

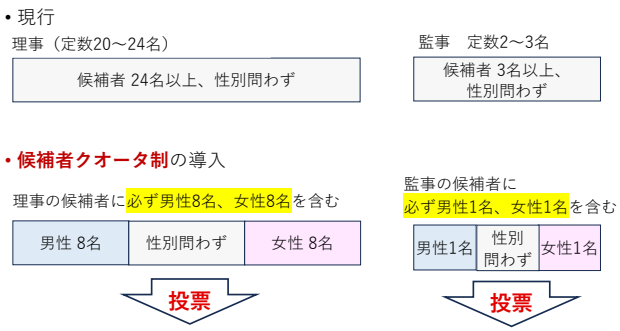

図1　候補者クオータ制とは

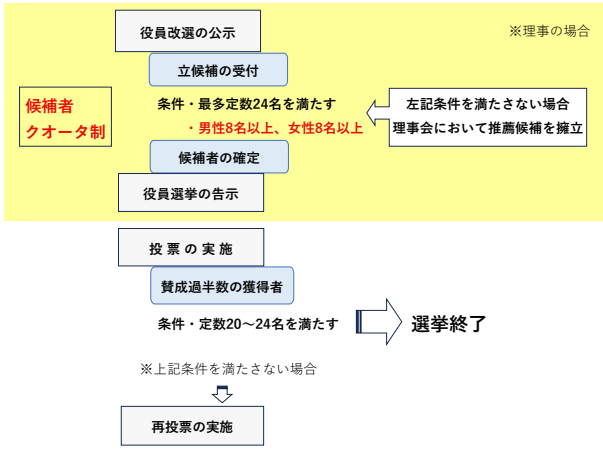

図2　候補者クオータ制による役員選出の流れ

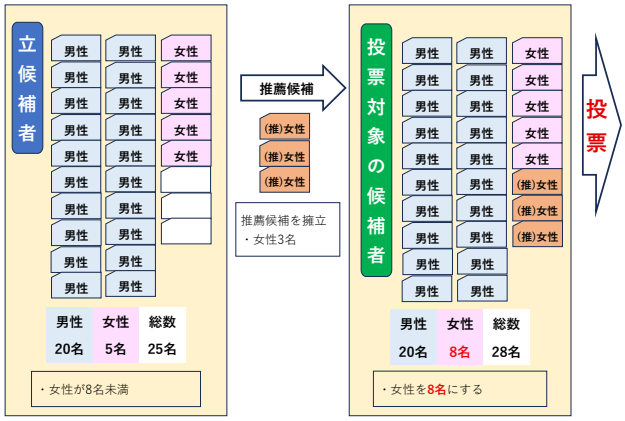

図3　推薦候補擁立の例（女性の立候補が8名未満の場合）